

岩手県立産業技術短期大学校 入学検定料免除についてのお知らせ

産業技術短期大学校条例附則第3項、第4項の規定により次の方は入学願書提出時に、入学検定料免除申請書に必要書類を添付し、審査の結果認められる場合は、入学検定料が免除になります。

なお、申請の内容に誤りがあった場合には、入学検定料を納付していただくこととなりますので、申請書提出においては、審査等にかかる時間等考慮し、お早めに提出をお願いいたします。

1 平成23年東北地方太平洋沖地震及び津波、平成28年台風第10号又は令和元年台風第19号により甚大な被害を受けた方

	免除対象者	提出書類
1	被災により住居の全壊又は半壊の被害を受けた方	①入学検定料免除申請書、家庭状況調査書 ②罹災証明書の写し
2	被災により住居の全焼又は半焼の被害を受けた方	①入学検定料免除申請書、家庭状況調査書 ②罹災証明書の写し
3	被災により住居の流失の被害を受けた方	①入学検定料免除申請書、家庭状況調査書 ②罹災証明書の写し
4	被災により学資を主として負担している方の属する世帯収入の著しい減少 ※世帯の収入が概ね5割を超える減少した(する見込み)の方	①入学検定料免除申請書、家庭状況調査書 ②所得を証明する書類 ③その他各校において審査確認するために必要な書類

注 「住居」とは、平成23年東北地方太平洋沖地震及び津波、平成28年台風第10号又は令和元年台風第19号の発生直前まで住居していた家屋であり、持ち家、借家等の区分は問わない。

2 新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響に起因する経済的事情により修業が困難である方

免除対象者	提出書類
市町村民税の所得割が51,300円未満の場合	以下①～④の書類全てを提出してください。 ①入学検定料免除申請書、家庭状況調査書 ②新型コロナウイルス感染症の影響による収入減少があった方等を支援対象として国及び地方公共団体が実施する公的支援の受給証明書又はこれに類する公的証明書(※欄外下部参照) 〔公的支援の証明書を提出できない場合は、別途申告書、減収前の給与等証明書1か月分と減収後の給与等証明書1か月分の合計2か月分を提出〕 ③事由発生後の所得を証明する書類(給与明細等) ④(独)日本学生支援機構が提供している「進学資金シミュレーター」の「給付奨学金シミュレーション(保護者の方向け)」を実施した結果の写し

(※) 提出書類②公的証明書の例

制度名	証明書の名称
緊急小口資金の貸付け	借用書
新型コロナウイルス感染症特別貸付	借用証書
小学校休業等対応支援金	支給決定通知書
国税の納税の猶予	納税の猶予許可通知書 ※申請書の写し等を提出していただく場合があります。

◎（参考）授業料等の免除についてのお知らせ

大規模災害（①平成 23 年東北地方太平洋沖地震、②平成 28 年台風第 10 号、③令和元年台風第 19 号）による被害を受けた方への授業料等の免除について、平成 28 年台風第 10 号及び令和元年台風第 19 号による被害を受けた方への免除は、令和 4 年度をもって終了となります。

これにより、令和 4 年度に実施する選考試験に係る「入学検定料」は免除されますが、令和 5 年度以降の授業料、入学料、寄宿舎料、入学検定料は免除となりません。